

2011年9月14日

千葉県千葉市美浜区新港44番
大東製糖株式会社

黒糖・黒砂糖の表示について説明

1. 黒糖と黒砂糖は同義語となりました

消費者庁は2011年3月30日にJAS法の解釈通知である「食品表示に関するQ&A」を改正し、黒糖と黒砂糖を同義である旨を明確化しました。

(消費者庁ホームページ 黒糖等の表示の適正化について 抜粋)

2. 黒糖および黒砂糖とは？

黒糖又は黒砂糖とは、さとうきびの搾り汁に中和、沈殿等による不純物の除去を行い、煮沸による濃縮を行った後、糖みつ分の分離等の加工を行わずに、冷却して製造した砂糖で、固形又は粉末状のものをいいます。

(食品表示に関するQ&A 抜粋)

3. 同義語と明確化した経緯

2011年3月31日より「黒糖及び黒糖加工品」について原料原産地表示の義務対象品目として追加されました。

それに伴い、「黒砂糖」の名称で流通している砂糖には、「黒糖」と同じものと、「黒糖」とは異なる製法で製造されたものがあり、関係者間で、意見が別れているなど、「黒糖」と「黒砂糖」の見解が不明確となっていました。

消費者庁は、黒砂糖と黒糖と同義であるとの見解が適当であると判断し、明確化されました。

原料原産地表示の義務化について下記10.参照

4. いつから実施されるか？

現在、見解に沿わない商品があったとしても、JAS法違反として処置することではなく、周知期間中に事業者自らが表示の是正を行うよう周知啓発することにしました。このため、今後、一年程度の期間、改正の趣旨と内容を周知したうえで、内容と表示が不一致なものについては、是正処置をとることとし、その旨各都道府県JAS法担当部局にその旨文書通知しました。

(消費者庁食品表示課 黒砂糖の名称について 抜粋)

5. 黒糖（黒砂糖）以外について

加工黒糖

黒糖に粗糖等を加えて加工したものについては、義務表示事項の名称を単に黒糖または黒砂糖と表示することはできませんが、純粋な黒糖でないことが分かる名称であれば、黒糖を含む文言を名称（例えば、「加工黒糖」など）として表示することは可能です。

（食品表示に関する Q&A 抜粋）

日本製糖協会と日本黒砂糖協会は 2011 年 6 月に「加工黒糖等に関する覚書」を締結し、加工黒糖の黒糖使用割合は、製品重量に対して 5%以上とすることを取り決めました。尚、黒糖の代わりにさとうきびの搾り汁を使用する場合は、さとうきびの搾り汁中のショ糖分量にて読み替えるものとする。

赤糖

原料糖(粗糖)、糖蜜等を配合し微細な夾雑物の除去を行なった後、冷却した砂糖で固形又は粉状のものをいいます。

（日本黒砂糖協会 加工黒糖等の表示に関するガイドライン 抜粋）

6. 含蜜糖の区分

砂糖	含蜜糖	黒砂糖（黒糖）
		加工黒糖
		赤糖
		かえで糖
		その他の含蜜糖
	精製糖	上白糖
		グラニュー糖
		<他 省略>

（日本黒砂糖協会 加工黒糖等の表示に関するガイドライン 抜粋）

7. 含蜜糖を使用した場合の表示例 その（義務表示事項（一括表示））

基本的には原材料に占める割合の多いものから順に、最も一般的な名称をもって記載することとされています。

（加工食品品質表示基準 第4条(2)ア 一部抜粋）

複数の砂糖を使用し「砂糖」や「含蜜糖」とまとめて表示することは可能です。

例) 上白、三温、加工黒糖を使用 砂糖

黒砂糖、赤糖を使用 含蜜糖

「砂糖」や「含蜜糖」の総称で表示した上に、一部を別の名称で表示することは望ましくありません。

例) 上白糖、三温糖、黒砂糖を使用 × 砂糖(総称) 黒砂糖(別名称)
砂糖(上白糖、三温糖、黒砂糖)

上白糖、黒砂糖、加工黒糖を使用 × 砂糖(総称) 含蜜糖(別名称)
砂糖(上白糖、黒砂糖、加工黒糖)

黒糖、加工黒糖 以外の名称を表示する場合には原則として複合原材料表示が必要となります。

(加工食品品質表示基準 第4条(2)ア に基づく)

例) 赤糖(原料糖、糖蜜)など

複合原材料表示とは?

2種類以上の原材料からなる原材料については、当該複合原材料の原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載しなければなりません。

(加工食品品質表示基準 第4条(2))

8. 含蜜糖を使用した場合の表示例 その (商品パッケージ)

黒糖、加工黒糖が使われていれば、黒砂糖(黒糖)入りと表示ができます。

ただし、使用量が極端に少ない場合には誤認するような表示には注意しなければなりません。

(消費者庁食品表示課 黒糖及び黒糖加工品の表示講習会 23.5.11 資料抜粋)

黒糖、加工黒糖が使われていないときには黒砂糖(黒糖)の表示はできません。

ただし、「黒糖風味」は表示可能です。

(消費者庁食品表示課 黒糖及び黒糖加工品の表示講習会 23.5.11 資料抜粋)

黒砂糖(黒糖)や加工黒糖を使用して「黒砂糖使用」や「黒砂糖入り」などと表示する場合には、原材料欄に黒砂糖・黒糖および加工黒糖と表示する必要があります。

(加工食品品質表示基準改正(わかりやすい表示方法等)に関する Q&A 問 27、2、 に基づく解釈)

9. 原料原産地表示の義務化について

原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品に表示を義務付けられます。

対象

製品の原材料に占める黒糖の重量の割合が50%以上のものが対象になります。

経過措置期間

2011年3月告示 ~ 2013年4月完全実施

(消費者庁ホームページ 加工食品の原料原産地表示の拡大 抜粋)

10. 大東製糖の製品分類について

商品名(マーク)	使用原材料(産地)	商品分類	
赤糖(DSKM) (DSKD) (DSKL)	原料糖(海外産、国産) 糖蜜(海外産、国産)	赤糖	従来通りの製品
黒蜜糖(DSRM) (DSRD) (DSRL)	原料糖(海外産、国産) 黒砂糖(海外産、国産) 糖蜜(海外産、国産)	加工黒糖	赤糖に黒砂糖を配合
加工黒砂糖	(DSB)	原料糖(海外産、国産) 黒砂糖(海外産、国産) 糖蜜(国産)	特製黒砂糖の商品名を加工黒糖に変更し、原料に黒砂糖を配合
	(DSBK)	原料糖(国産) 黒砂糖(国産) 糖蜜(国産)	
	(DSBO)	原料糖(沖縄産) 黒砂糖(沖縄産) 糖蜜(沖縄産)	

11. 最後に

表示について最終的には消費者庁にご確認下さいますようお願い申し上げます。

消費者庁 食品表示課

東京都千代田区永田町2-11-1(山王パークビル5階)

TEL 03-3507-9225

以上